

四季成り性イチゴの摘果と摘花房処理の効果

【1 成果概要】

「イチエス-138」では、摘果処理により上物収量が増加し、単価の高くなる8月以降の収量が向上する傾向があります。また、摘花房処理、摘果と摘花房の組合せ処理でも同様の効果が得られます。

「イチエス-138」の増収技術として、上物収量の向上と、品質の劣るA品果数が少ない摘果処理が適します。

「サマルビー」では増収効果はみられず、処理効果には品種間差があります。両品種とも摘果、摘花房処理による上物果の平均1果重の増加はみられません。

表 摘果、摘花房処理が株当たり時期別上物収量に及ぼす影響(2007~2008年)

品種	処理方法		月別収量(kg/a)							期間別収量(kg/a)		計(kg/a)
	摘果	摘花房	6月	7月	8月	9月	10月	11月	6~7月	8~11月		
イチエス-138	5果	無	29	61	35	10	9	1	90	56	146	
	5果	3花房	23	65	30	13	12	1	88	55	143	
	無	3花房	28	75	27	11	11	0	104	49	153	
	無	無	28	60	22	11	8	1	88	42	130	
サマルビー	5果	無	2	92	20	61	6	31	94	119	213	
	5果	3花房	2	83	24	58	17	36	85	134	219	
	無	3花房	6	91	33	59	39	35	97	166	263	
	無	無	0	131	25	61	20	29	131	136	267	

*上物収量：7g以上の正常果と15g以上の形状の劣る果実重の合計

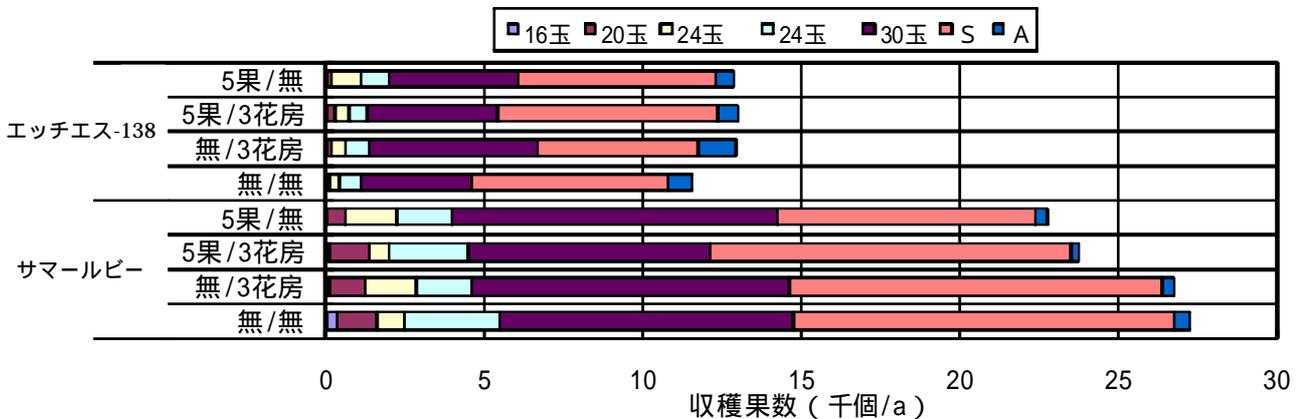


図 摘果、摘花房処理が株当たり規格別上物果数に及ぼす影響(2007~2008年)

*16玉:23g以上 20玉:23~18g 24玉:18~15g 24玉:15~13g 30玉:13~9g S:9~7g

A:15g以上の形状の劣る果実 B:7~4gの正常果及び15~7gの形状の劣る果実

【2 留意事項】

- 1 摘果処理は1花房当たり5果に制限し、摘花房処理は開花中の花房と収穫期の花房をそれぞれ最大3花房とし、株当たり最大6花房に制限しております。各処理とも7月下旬まで実施し、以降は放任です。
- 2 芽数は7月中旬まで3芽に制限し、以降は放任です。
- 3 摘果、摘花房処理は、成り疲れ等により草勢低下すると期待する効果が得られない場合があるため、初期の草勢を旺盛にしないよう注意してください。
- 4 「サマルビー」では摘果不要ですが、出荷調整作業の労力分散と軽減を図るため、規格外の多い花房先端の果実は積極的に摘果してください。

【3 効果】

8月以降における生産の安定化につながります。

【4 適応対象】

農業普及員等の指導者等